

## 郡山市まち・ひと・しごと創生総合戦略有識者会議設置要綱

### (設置)

第1条 本市におけるまち・ひと・しごと創生総合戦略（まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条に規定するまち・ひと・しごと創生総合戦略をいう。）の策定に当たり、専門的見地から広く意見を聴取するため、郡山市まち・ひと・しごと創生総合戦略有識者会議（以下「会議」という。）を設置する。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)（仮称）郡山市人口ビジョン 本市における人口の現状及び将来の見通しをとりまとめたものをいう。
- (2)（仮称）郡山市総合戦略 （仮称）郡山市人口ビジョンを踏まえて策定する本市におけるまち・ひと・しごと創生総合戦略をいう。
- (3)「産学金労言」 産業、教育、金融、労働及び報道をいう。

### (所掌事務)

第3条 会議は、次に掲げる事項について意見を述べ、必要な助言を行うものとする。

- (1)（仮称）郡山市人口ビジョン策定に関すること。
- (2)（仮称）郡山市総合戦略策定に関すること。
- (3) その他本市における人口減少社会を見据えた取組に関すること。

### (委員)

第4条 会議は、委員14人以内をもって組織し、その委員は、「産学金労言」等の分野について優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、平成27年6月12日から平成28年3月31日又は本市におけるまち・ひと・しごと創生総合戦略策定の日 of いずれか早い日までとする。
- 3 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

### (座長)

第5条 会議に座長を置き、委員の中から市長が指名する。

- 2 座長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 座長に事故あるとき又は座長が欠けたときは、市長が指名する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第6条 会議は、市長が招集する。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

### (庶務)

第7条 会議の庶務は、政策開発部政策開発課において処理する。

### (委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成27年6月12日から施行する。